

# 民法（債権関係）の見直し

明治29年（1896年） 現行民法（財産関係）制定

約  
120  
年  
経  
過

民法制定後、**債権関係の規定**については**ほとんど改正なし**。

120年の間に社会・経済は大きく変化（取引の複雑高度化、高齢化・情報化社会の進展等）

多数の判例や解釈論が実務に定着（基本的ルールが見えない状況）

※この間の主要な改正項目

○成年後見制度（平成11年） ○担保・保証関係（平成15年・平成16年） ○平仮名・現代語化（平成16年）

平成21年10月 法制審議会への諮問（第88号）

民事基本法典である民法のうち**債権関係の規定**について、  
同法制定以来の**社会・経済の変化への対応**を図り、  
**国民一般に分かりやすいものとする**等の観点から、  
国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い**契約に関する規定を中心に**  
見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

「社会・経済の変化への対応」の  
観点からの改正検討項目

例：消滅時効制度の見直し 法定利率の見直し  
保証人保護の方策 約款に関する規定新設

「国民一般に分かりやすい民法」とする  
観点からの改正検討項目

例：賃貸借終了時の原状回復や敷金に関するルールの明確化  
売主の瑕疵担保責任に関するルールの明確化

# 民法（債権関係）の見直し

## 法制審の審議経過及び今後の予定

平成21年10月

### 民法（債権関係）部会の設置

実務界の代表が議論に参画  
（弁護士会、裁判所、経団連、日商、全銀協、労働団体、消費者）

※99回の部会と18回の分科会を開催

平成23年 4月

中間論点整理の決定  
（項目数 **500超**）

パブコメ(1回目)の実施(6月～8月)  
（意見総数 団体116通・個人253通）

平成25年 2月

中間試案の決定  
（項目数 **260**）

パブコメ(2回目)の実施(4月～6月)  
（意見総数 団体193通・個人469通）

平成26年 8月

要綱仮案の決定  
（項目数 **約200**）

実質的な改正内容についての  
部会メンバーの合意形成  
※定型約款のみ保留（継続審議）

平成27年 2月

要綱案の決定 → 法制審総会へ報告

《法制審総会への中間報告》

- ・第163回会議(平成22年10月)
- ・第166回会議(平成24年2月)
- ・第168回会議(平成25年2月)
- ・第173回会議(平成26年9月)